

運輸安全マネジメントに関する取組み

臨港バスでは、全役職員が一丸となって
輸送の安全確保に取り組んでまいります



2024年7月
川崎鶴見臨港バス株式会社

1. 輸送の安全に関わる基本方針

(1) 取締役社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において主導的な役割を果たします。

また、営業所からの安全に関わる声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最重要かつ最優先であることを社員へ徹底いたします。

(2) 会社は輸送の安全に関わるPDCAサイクルを確実に実行するとともに、安全対策を適時適切に見直すなど、全社員が一丸となって輸送の安全性向上に努めます。



2. 輸送の安全に関わる目標および

自動車事故報告規則第2条に係る事故統計

2023年度 輸送の安全に関わる目標

重大事故	0件
有責事故	対前年比10%削減
車両故障	対前年比10%削減

2023年度 輸送の安全に関わる実績

重大事故	3件
有責事故	対前年比 同件数
車両故障	対前年比 6.3%増加

2024年度の輸送の安全に関わる目標

重大事故報告件数	0件
有責事故件数対前年比	10%削減
車両故障対前年比	10%削減

3. 輸送の安全のために講じた措置

(1) 重点指導項目

発着時の車内人身事故防止（3秒ルールの更なる徹底）

(2) 輸送の安全に関する重点施策

- 関連法令等の遵守と輸送の安全確保が最重要であるとの認識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- 輸送の安全に関わる費用の支出および投資を積極的かつ効率的に行うことに努めます。
- 輸送の安全に関わる内部監査を行い必要な是正措置または予防措置を講じます。
- 輸送の安全に関わる情報の連絡体制を確立し、必要な情報を速やかに伝達・共有いたします。
- 輸送の安全に関する教育および研修に関わる具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- 管理の受委託にあたり、委託者および受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

(3) 安全運動

毎年「春の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動」、「車内事故防止キャンペーン」、「夏季の輸送安全総点検」、「秋の全国交通安全運動」、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施しています。

春・秋の全国交通安全運動期間中には所轄の警察署から交通総務の係官を講師として招き、安全に関わる講習会を開催しています。

また、同期間中は取締役社長および安全統括管理者による職場巡視を行い全員による安全方針の唱和や重点取組課題の周知を図っています。



(4) 安全対策会議

取締役全員が出席する「安全管理委員会」を定期的（４・７・１０・１月）に開催。社内の意思疎通を図るとともに本社と現業部門による意見交換等を含めた「事故防止対策委員会」も定期的（奇数月）に開催。情報の共有化など全社を挙げて事故防止に努めています。

(5) 安全推進フォーラム

毎年、取締役社長と安全統括管理者が全ての営業所を巡回し、職員から日々の安全運行に関する意見を幅広く聴取するなど社内の意思統一を図っています。なお、フォーラムへの参加者は限られていますので、参加者以外の職員へ事前アンケートを実施するなど多くの意見を反映できるよう工夫しています。

2023年度の実施状況

営業所名	開催日
浜川崎営業所	2024年3月07日
神明町営業所	2024年2月20日
塩 浜営業所	2024年2月27日
鶴 見営業所	2024年3月05日
上平間営業所	2024年1月30日



(7) 設備投資

①乗合バス

低公害・安全・バリアフリーに対応した車両を導入しています。国土交通省の標準仕様であるノンステップバス315両を導入するとともにEDSS(※1)・BOA(※2)・サイドビューモニター(※3)の導入を進めています。



ノンステップバス



EDSS

また、2023年度には、乗務員の異常を検知・警告するDSM(※4)の導入を始めました。運転席右前方に設置されたカメラが運転中の状態を常にモニタリングしていますので、発病・居眠り・脇見などの異常(疑いを含む)を検知した際に、運転席のシートバイブレーターが作動する注意喚起を行います。仮に、設定時間内に乗務員が応答しない場合には、EDSS(※1)が作動します。



②高速バス

全てのお客さまに安心してご利用いただけるようエレベーター付き車両などバリアフリーを推進しています。なお、2017年度以降に導入した車両には「流体式リターダー(※5)」「プロキシミティー・コントロール・アシスト(※6)」「車線逸脱警報装置」等の安全装置を装備しています。



- ※ 1 EDSS ドライバー異常時対応システム(Emergency Driving Stop System)
ドライバーが急病など安全に運転ができない状態に陥った場合、乗客や乗務員が非常ブレーキスイッチを押し、減速停止させるシステムです。
- ※ 2 BOA (ブレーキ・オーバーライド・アクセラレーター)
アクセルペダルとブレーキペダルを同時に踏み込んでしまった場合に、エンジン出力を制御し、ブレーキ操作が優先される仕組みです。
- ※ 3 サイドビューモニター
交差点等で方向指示器を操作した際に左側面の映像がバックモニターに映しだされる装置です。
- ※ 4 DSM (ドライバー ステータス モニター)
ドライバーが安全に運転ができない状態に陥ったとモニターが判断した場合、EDSS ドライバー異常時対応システムを作動させるシステムです。
- ※ 5 流体式リターダー
安定して力強いブレーキトルクを発生する装置です。フットブレーキの使用頻度が少なくなり、運転士の疲労を軽減します。
- ※ 6 プロキシミティー・コントロール・アシスト
車間距離保持機能付オートクルーズに「自動停止・発進機能」が追加されたものです。高速道路における渋滞等に極めて有効であり、一時停止と発進を自動的にを行いながら前方車を追従するため運転士の疲労を軽減し追突事故の抑制にも貢献します。

③連節バス

より多くのお客様にご利用いただけるよう、また、カーボンニュートラルへ貢献できるよう連節バスを2023年3月から導入しました。現在10両保有しています。バス2両分を1両で輸送するため、安全教育は研修センター教官を中心に十分な時間を費やしています。



④EVバス (電気バス)

カーボンニュートラルへの貢献を目的に2024年2月にEVバスを2両導入しました。2024年度は9両を新規導入予定です。



⑤安全運転訓練車

問題点の早期把握と是正を目的に新入運転士への教習時は安全運転訓練車を使用しています。訓練車にはアイマークレコーダーや車内安全確認ランプ・加速度センサー等を設置し、教習の見える化を図っています。

安全運転訓練車



アイマークレコーダー



⑥バックアイカメラ

後退時の安全確保や事故防止を図るためには後方の視認性を向上させなければなりません。よって、2018年度よりバックアイカメラを順次導入。2021年度末までに全ての車両へ設置を完了しました。



⑦視認性

安全性の向上を目的に、高輝度・省電力・長寿命タイプのLEDヘッドライトに換装。夜間走行時の視認性・被視認性の向上を図っています。ヘッドライトは昼夜問わず常時点灯させています。また、2023年度内に全車両の路肩灯をLEDに代替しました。

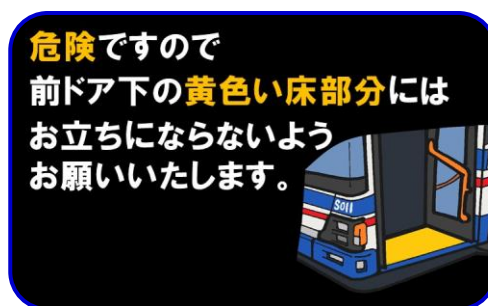
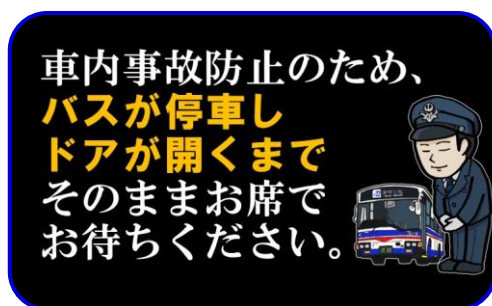


⑧ドライブレコーダー

周囲や車内の動向を常時記録するドライブレコーダーを全車両に設置。事故やヒヤリ・ハットの解析など事故防止に活用しています。2022年4月に全面入替しました。単なる最新機種への入替とはせず、前方・右側方はハイビジョンカメラを導入。更に車内カメラを従来の2台から3台に増設するなど検証機能を強化しています。

⑨液晶表示機（OBC-VISION）

大きくて分かりやすい停留所の案内などバリアフリーに配慮した表示の他、車内事故防止のための注意喚起表示を導入しています。



⑩デジタルサイネージ

情報共有を目的に点呼場付近に設置し、事故防止に関わる情報や通達を案内しています。



⑪専用ロッカー

貴重品や携帯電話などを収納する専用ロッカーを設置。乗務の際はバス内に持ち込まないようにしています。



⑫無線

事故や災害に備え、営業所と本社との随時通信が可能となるデジタルMCA無線を導入しています。仮にトンネルなどデジタルMCAの電波が途絶えた際でもLTE通信網に自動的に切り替わるeプラス機能（電波空白地帯を解消する機能）を備えています。



⑬ A E D（自動体外式除細動器）

社員や来訪されたお客様が心房細動等となった場合、救命救急処置を図るため本社および営業所にはA E Dを設置しています。



⑭ 事故管理システム

速やかな検証と改善を目的に2021年4月より事故管理システムを導入。傾向と対策の把握が容易となり再発防止に寄与しています。

⑮ 自動車保険

損害賠償額の高額化を踏まえ保険金額（限度額）を無制限とする対人賠償保険と対物賠償保険を全ての車両に付保しています。

⑯ 新モビリティサービスに関わる実証実験

・ A I オンデマンドバス

川崎区内の路線バスは、川崎駅を中心に、放射状に伸びる路線網で構成され、南北に縦断する交通が少ないとの地域課題を抱えていることから「国土交通省令和5年度共創モデル実証プロジェクト」の採択を受け、2023年10月2日から12月15日までの間、A I オンデマンドバスの実証実験を行いました。

（名称「のーと K A W A S A K I」）

・ 自動運転バス

バス運転士不足の深刻化により地域住民からのニーズ対応が難しくなっている

現状ですが、地域に根差した交通ネットワークを維持すべく「国土交通省令和5年度共創モデル実証プロジェクト」の採択を受け、2023年10月23～27日までの5日間、自動運転の実証実験を行いました。

川崎鶴見臨港バス AIオンデマンドバス・自動運転バスの実証実験

AIオンデマンドバス「のーとKAWASAKI」実証運行	自動運転バス（レベル2）実証運行
運行期間 2023年10月2日(月)～12月15日(金) ※日曜・祝日は運休	実施期間 2023年10月23日(月)～27日(金)
運行時間 8:00～18:30	実証区間 臨港バス塩浜営業所～産業道路～大師橋駅
乗車方法 事前にアプリまたはLINEで予約(定員8名)	車両 「日野レイノボII」ベースの自動運転バス
予約期間 2日前～乗車直前まで	運行便数 1日6往復(9:00～17:00) ※一般利用者の乗車はできません。
乗降場所 選んだ「ミーティングポイント」相互間 ※川崎区内に51か所設定	
運賃 無料 ※今回の実証実験期間中	

「のーとKAWASAKI」車両デザイン

自動運転バス車両の外観・内観 (画像提供: 川崎鶴見臨港バス)

自動運転バス運行ルート
オンデマンドバス運行エリア

（８）健康管理

運転士に対しては、健康起因事故や運行中止を防止すべく、点呼時の健康確認、年２回の定期健康診断に加え、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）のスクリーニング検査を定期的（３年に１回）に実施しています。同症の疑いのある運転士には精密検査を実施させ、要治療者は産業医とも連携し「ＣＰＡＰ治療」等により継続的な治療を実施しています。

また、運転士を含む５０歳以上の全社員へ脳ドック検診を５年毎に実施するとともに、定期健康診断結果が要治療者に対しては、保健師による定期巡回を３ヶ月に１回実施。更に、メンタルヘルスへの注力として、臨床心理士への相談日を月１回設けるなどの環境作りをしています。

４．輸送の安全に関わる情報の伝達体制

取締役全員が出席する「安全管理委員会」を四半期毎に、取締役・本社管理職・現業長（関連会社を含む）によるグループ経営会議を月例で、更に、運輸部主催の業務連絡会および統括運行管理者会議を月例で開催し、情報共有など輸送の安全性の向上に努めています。



５．輸送の安全に関わる教育研修の実施状況

（１）教育計画

年間計画を策定、全乗務員の安全運転状況を実査しています。営業所では運行管理者が乗務員へ教育指導を実施し、本社では営業所の運行管理者へ事故防止会議を開催しています。

○人事部

安全マネジメント体制構築の一環として、メンタルヘルスケアの充実を図るべく外部講師による研修を開催しています。

○運輸部

外部講師による一般法令講習会や管理者講習を開催し、事故防止への取り組みや運輸規則など知識の向上を図っています。

○営業所

輸送の安全性向上に関わる教育として運行管理者会議を月例で開催しています。また、大型車両の運転が未経験の運行管理者に対し、特性を学ぶため自動車教習所で教習を実施しています。

○運転士

・社内教育

業務懇談会を隔月で開催し、重点項目の説明とともに遂行状況を添乗街頭調査で確認しています。また、高齢者疑似体験セットでの体験会やサービス介助士の資格の取得も推進しています。

・外部委託教育

- a. 自動車教習所と連携し、経験年数3年超の乗務員23名へ基本技術を再認識させる研修を実施しました。
- b. 指導的立場にある乗務員41名へ指導能力を高める研修を実施しました。
- c. リスクコンサルタント社と連携し、経験年数10年前後の乗務員15名へ技術の点検修正を目的とした研修を実施しました。



○安全運転コンテスト

2023年11月に運転士のモチベーションの向上と全社的な安全意識の醸成を図るため「第7回 安全運転コンテスト」を開催しました。



○対策訓練

警察、消防関係および自治体等と連携し、重大事故やテロ・バスジャック時に迅速な対応が図れるよう、消防署や警察署と合同で定期的に訓練を実施しています。



○救急救命講習会

川崎市消防局主催の普通救命講習、日本赤十字社神奈川県支部主催の救命救急法安全講習会へ管理者や運転士を参加させています。



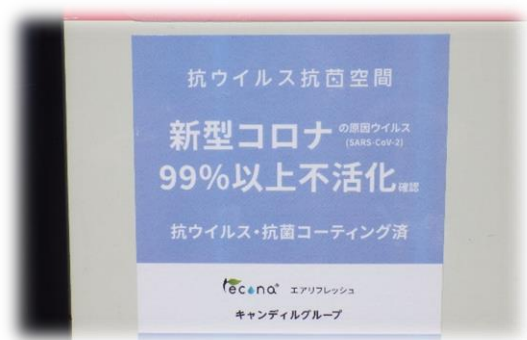
○サービス介助士の育成

誰もが利用しやすい公共交通機関を目指し「おもてなし」と「介助技術」を学ぶべく、2018年度からサービス介助士の資格取得を推進。2024年3月末現在で91名が資格を取得しています。

6. 感染症対策

公共交通機関への不安を和らげ、お客さまに安心してご乗車いただけるよう車内換気はもちろん、車内清掃や消毒を定期的の実施しています。また、新型コロナウイルスへの感染対策として、光触媒コーティングを全ての車両に導入しました。

その他にも、プラズマクラスターイオン発生機の導入を進めるなど「抗ウイルス抗菌空間」を作る取り組みをしています。



従業員への感染対策として、運転席周辺へ飛沫感染防止シートを設置するとともに、営業所内では、定期的な消毒はもちろん、点呼場に飛沫感染防止シートを設置し、感染防止に努めています。



7. 地域への貢献

新型コロナウイルスの影響により大幅に減少しましたが、ご要望をいただき、バスの乗り方教室、職業体験、車椅子体験学習等を2023年度は13回開催しました。



8. 輸送の安全に関わる内部監査結果

各事業所において、安全管理体制の「適合性」「有効性」の確保や機能の発揮確認を目的に内部監査を例年実施しています。

安全統括管理者は、監査結果に改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに取締役会で報告するとともに、必要に応じ、輸送の安全の確保のための方策を検討するなどの是正措置および予防措置を講じています。

2023年度は①車内人身事故が増加しており原因分析と対策を講じる必要がある②営業所間で運転士の充足数に差異が見られるため早急に解消を図る必要があると指摘。対策を講じました。

9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 常務取締役 鬼頭 恒寛

(選任年月日 2023年6月23日)

1 0．輸送の安全に関する予算と実績

新車購入、修繕費、安全装置の設置等の予算と実績は以下の通りです。

【2023年度 910,043千円（実績）】

【2024年度 1,000,529千円（予算）】

1 1．関東運輸局による行政処分（過去3ヵ年）

関東運輸局より以下の行政処分を受けました。処分内容を厳粛に受け止め再発防止に取り組むものといたします。

- ・処分日 令和5年10月11日
- ・違反条項 道路運送法第40条
法定除外理由がないにも関わらず運送引受を拒絶したもの。
- ・処分内容 事業用自動車の使用停止（バス1両。30日間）

1 2．一般貸切旅客自動車運送事業について

（1）許可年度 昭和25年7月3日（2020年7月更新）

（2）許可された条件の内容 営業区域：神奈川県、東京都（大田区）

（3）営業所名称（以下）・所在県 神奈川県
浜川崎営業所・神明町営業所・塩浜営業所・鶴見営業所

（4）神奈川県バス協会加入

（5）安全マネジメント評価 過去3年間は実施無し

＜参考＞貸切バス事業者安全性評価認定制度による評価結果

平成26年度～	二ツ星	☆☆
平成28年度～	三ツ星	☆☆☆
平成30年度～	三ツ星	☆☆☆
令和02年度～	三ツ星	☆☆☆
令和04年度～	三ツ星	☆☆☆

（6）安全マネジメント認定セミナー受講状況

令和元年度	6名受講
令和2年度	3名受講
令和3年度	（新型コロナウイルスの影響により中止）
令和4年度	（新型コロナウイルスの影響により中止）
令和5年度	1名受講

(7) 点呼動画の記録保存

省令の改正により、令和6年4月1日から、一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、点呼およびアルコール検知風景を90日間動画保存することが義務付けられましたので専用システムを導入しました。



(8) 運転士教育

・初任運転士教育

運転記録証明書の取得、適性診断の受診、座学（10時間以上）、実技（20時間以上）実施後の見極めを経て選任しています。

・選任後教育

選任後も①コーナリング②発進・変速操作③車線変更・本線合流④ブレーキング⑤山岳道路走行⑥高速道路走行などを中心とした実技教育、ドライブレコーダーを活用した座学教育（運転特性に応じた指導やヒヤリ・ハットなど）を年1回実施しています。



2024.3.末現在

川崎鶴見臨港バス株式会社				車 齢	浜川崎 営業所	神明町 営業所	塩 浜 営業所	鶴 見 営業所
車 両 の 情 報	大 型	車数(台)			1	1	3	1
		年式(年)※ 備考	最古	12年3ヶ月	12年3ヶ月	4年0ヶ月	5年0ヶ月	4年3ヶ月
			最新	3ヶ月	—	—	3ヶ月	—
		平均車齢		4年4ヶ月	—	—	1年10ヶ月	—
		ドライブレコーダー 搭載車導入数(台)			1	1	3	1
		デジタル式運行記録計 搭載車導入数(台)			1	1	3	1
		ASV 搭載車導入数(台)			0	0	3	0
		ドライブレコーダー 搭載車導入率(%)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		デジタル式運行記録計 搭載車導入率(%)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		ASV 搭載車導入率(%)			0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
		主な運行の態様			観光輸送 (昼間)	観光輸送 (昼間)	観光輸送 (昼間)	観光輸送 (昼間)
	中 型	車数(台)			0	0	0	0
		年式(年)※ 備考1	最古					
			最新					
		平均車齢						
		ドライブレコーダー 搭載車導入数(台)						
		デジタル式運行記録計 搭載車導入数(台)						
		ASV 搭載車導入数(台)						
		ドライブレコーダー 搭載車導入率(%)						
		デジタル式運行記録計 搭載車導入率(%)						
		ASV 搭載車導入率(%)						
		主な運行の態様						
	小 型	車数(台)						
		年式(年)※ 備考1	最古					
			最新					
		平均車齢						
		ドライブレコーダー 搭載車導入数(台)						
		デジタル式運行記録計 搭載車導入数(台)						
		ASV 搭載車導入数(台)						
		ドライブレコーダー 搭載車導入率(%)						
		デジタル式運行記録計 搭載車導入率(%)						
		ASV 搭載車導入率(%)						
		主な運行の態様						
	任意保険加入状況				対人 無制限	対人 無制限	対人 無制限	対人 無制限
					対物 無制限	対物 無制限	対物 無制限	対物 無制限

安全管理規程

2006年10月 1日制定
2008年 6月30日改定
2013年 9月 1日改定
2013年12月 1日改定
2015年 7月 9日改定
2016年 1月21日改定
2018年 6月21日改定
2019年 6月24日改定
2020年 6月24日改定
2023年10月16日改定

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 取締役社長（以下「社長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要かつ最優先であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P l a n D o C h e c k A c t）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

（1）関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3 管理の受委託にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(安全管理委員会)

第8条 輸送の安全を確保するため、会社は、社長を委員長とし、常勤取締役を委員とする安全管理委員会を設置する。

2 本委員会は、運輸安全マネジメントに関する重要事項及び事故防止対策を決定・実施する。

3 事務局は、運輸部安全対策課とし、安全統括管理者が統括する。

4 本委員会は、別表3記載の各会議体を統括する。

(社内組織)

第9条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 運行管理者

(3) 整備管理者

(4) その他必要な責任者

- 2 安全対策課長は別表 1 に定めた社内組織により安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、別表 1 に定めた社内組織により安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保・バス運転に関する事項および使用車両の整備管理に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別表 1 に定めた組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第 10 条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 11 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善について、措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第14条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別表2に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是

正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第18条 輸送の安全性向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則に基づく重大事故速報、その他安全に関する情報について、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 運輸規則47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

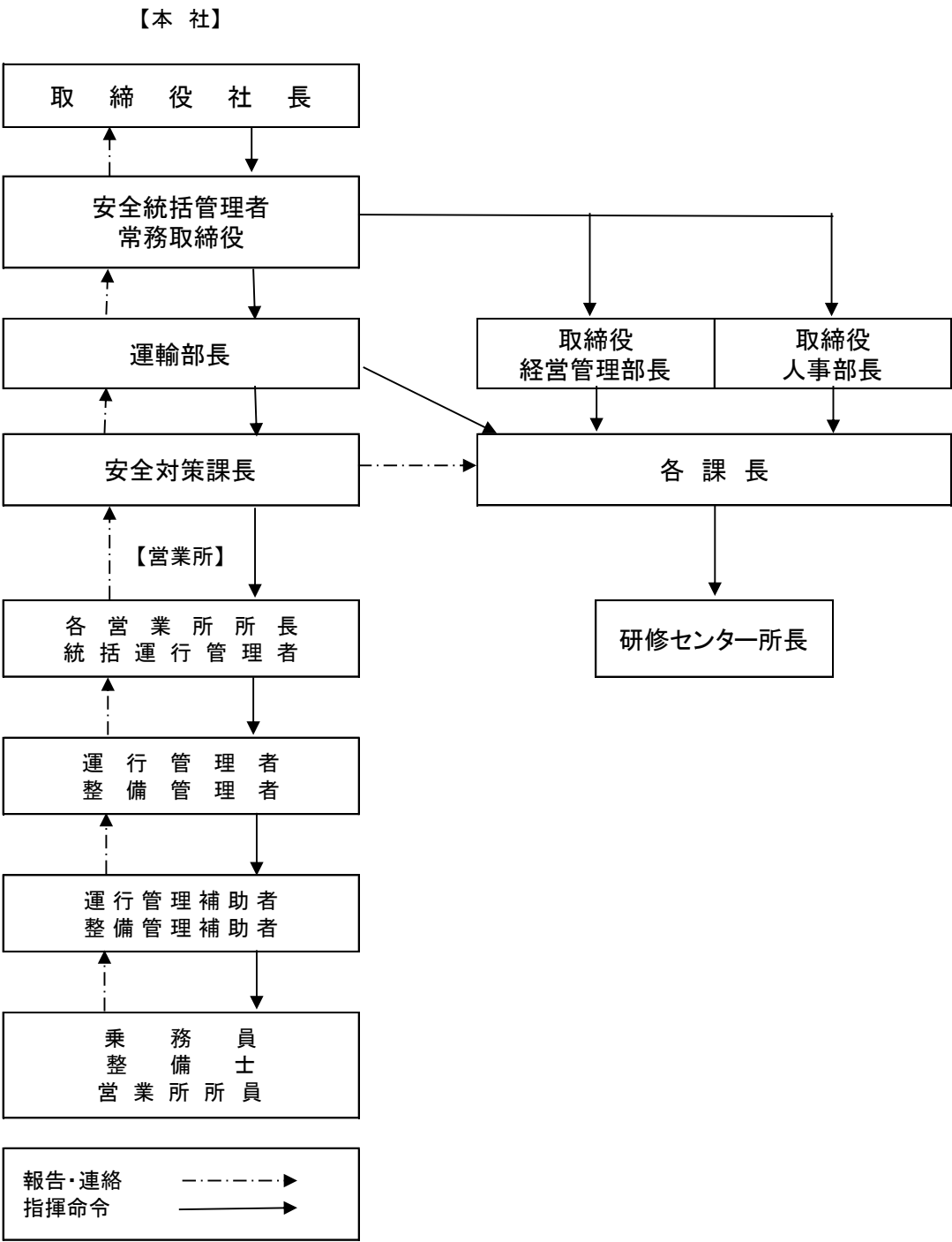
第19条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

川崎鶴見臨港バス株式会社

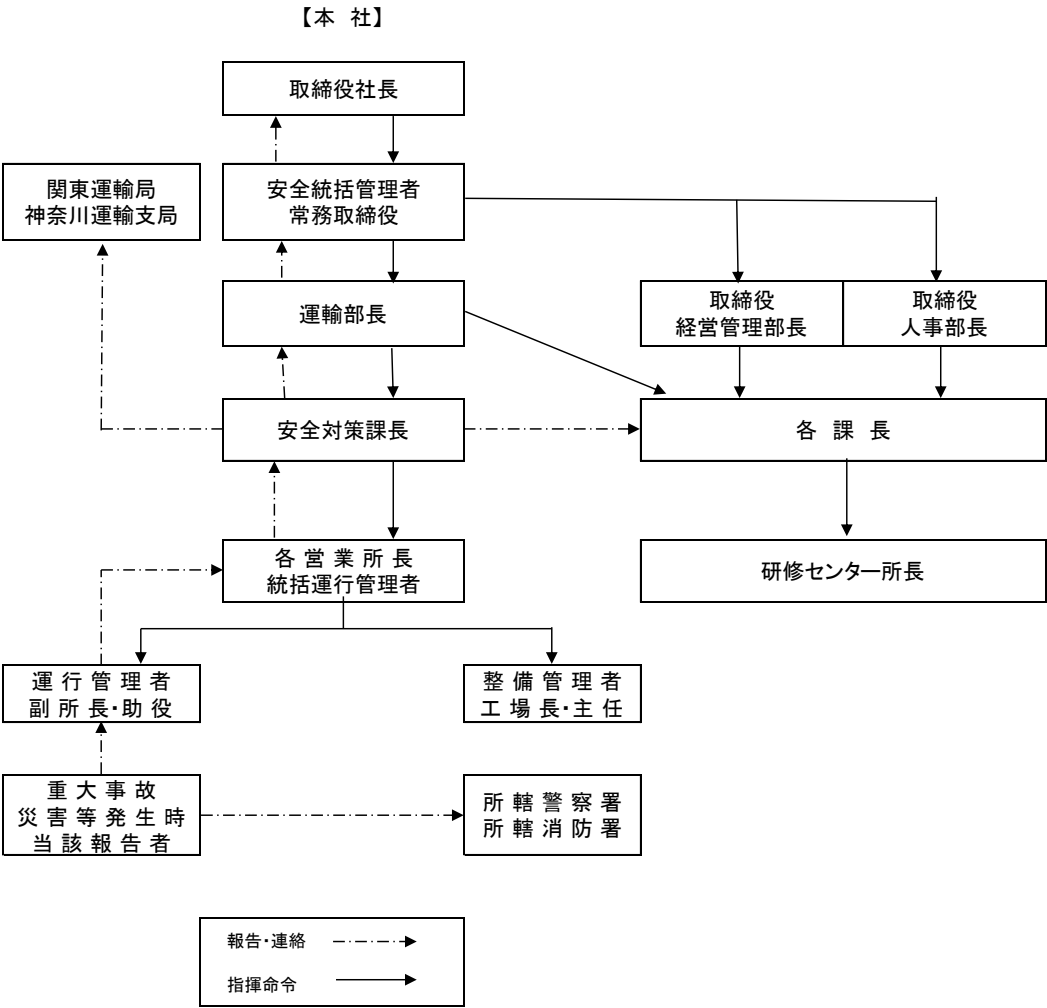
安全管理体制組織図



事故・災害等に関する報告連絡体制

川崎鶴見臨港バス株式会社

重大事故・災害等発生時の連絡体制図



臨港バス運輸安全マネジメント体制組織図

